

本号で公布された条例のあらまし

職員の特殊勤務手当に関する条例及び埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二号）（人事課）

一 趣旨

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、規定の整備を行うための改正

二 内容

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、同法中の新型コロナウイルス感染症の定義が削除されることから、以下の条例中の同法の引用部分について規定を整備

(一) 職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十一年埼玉県条例第五号）

(二) 埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例（令和二年埼玉県条例第三十二号）

三 施行期日

令和三年二月十三日